

# I 吹田市屋外広告物条例の方向性

吹田市では、大阪府屋外広告物条例に基づく許可制度と吹田市景観まちづくり条例に基づく届出制度等により、屋外広告物のあるまちなみの景観や風致の維持に努めています。一方、屋外広告物に関する市民アンケートでは「印象が良くない」との回答が多い地域もありました。これまでの取組や課題等を踏まえ、「地域特性を生かした、潤いのある景観の保全と育成」をめざし、下記の方向性のもと屋外広告物を設置する際の規格基準等を策定することとします。

規制・誘導の方向性及び概要	
<b>1 地域特性に応じた規格基準等の設定</b>	
(1) 地域特性に応じた地域区分の設定	許可する地域を、①制限緩和区域、②一般制限区域、③重点制限区域に区分する。
(2) 地域区分に対応した規格基準の設定	地区特性に対応した屋上・壁面・突出及び地上設置型広告物の規格基準を設定する。
<b>2 地域景観の魅力の向上</b>	
(1) 特定地区（緩和・強化）を定める規定を設定	今後のまちづくりの進捗や市民の気運の高まりに合わせて地区を定めることができるよう予め規定を定める。
<b>3 府条例の継承</b>	
(1) 主要道路軸における規制	府条例に基づく許可の基準の継承を基本としながら、道路交通安全の観点から広告物の掲出をコントロールする。
<b>4 広告物の質の向上</b>	
(1) 吹田市屋外広告物ガイドラインの策定	地域とともに作るガイドライン等での誘導により広告物の質の向上を図る。
(2) 事前協議制度の導入	許可申請の必要な広告物に対して、「事前協議制度」の導入を検討する。
<b>5 新たな広告形態への対応</b>	
(1) 発光可変式広告物	交通安全上の配慮から一定の基準を設定する。
(2) 電車又は自動車の外面を利用するもの	車体利用広告の基準を設定する。
<b>6 役割の明確化</b>	
(1) 市等の責務	市、広告主、屋外広告業者、市民等の責務を明らかにする。
(2) 管理者要件	屋外広告物の管理者に、資格を有していることを求める。
(3) 広告主等の氏名等の公表	違反広告主等が正当な理由なく是正しない場合は、氏名等を広く市民に公表する。
<b>7 適用除外規定の変更</b>	
(1) 自家用広告物の表示面積	自家用広告物の適用除外規定を現行の7㎡から5㎡に変更する。
<b>8 屋外広告物条例の経過措置</b>	
(1) 経過措置期間の設定	新たな基準へ適合させるための猶予期間を設定する。

## Ⅱ 新たな規格基準等の設定

### 1 地域特性に応じた規格基準等の設定

規制により現状を是正するのではなく、現状を維持しながら、地域特性に応じた、より良い方向へ誘導していくことを第一の目的としています。

#### (1) 地域特性に応じた地域区分の設定

現行の道路軸ベースではなく、市内全域にわたり土地利用に沿って区域を設定することにより、地域特性に応じた広告物景観の誘導を図ります。

#### 禁止地域

##### ■ 禁止地域

【対象地域】 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、生産緑地地区

#### 許可地域における地域区分の設定

##### ■ 制限緩和区域：にぎわいのある景観づくりを進める地域

【特性】 商業活動等が積極的に営まれ、にぎわいのある景観づくりを進める地域

【対象地域】 商業地域、近隣商業地域



##### ■ 一般制限区域：産業と住宅との共存していく景観の形成を図る地域

【特性】 にぎわいの中にも地域にふさわしい景観を整えていく地域

【対象地域】 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域



##### ■ 重点制限区域：良好な環境で市民の生活が営まれる地域

【特性】 市民の生活が営まれる地域

【対象地域】 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域



#### 広告景観特定地区における地域区分の設定

##### ■ 千里ニュータウン地域：自然豊かな景観や閑静な住宅街が広がる地域

【特性】 閑静な住宅街の景観を保全するとともに、自然と調和した景観形成を図る地域

【対象地域】 千里ニュータウン地区



■ 第1種特定地区：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域

■ 第2種特定地区：商業地域、近隣商業地域、準工業地域

■ **江坂駅周辺の地域**：交流拠点都市にふさわしい都市機能の集積・創出を図る地域

【特性】商業・業務機能が高度に集積するにぎわいのある都市拠点の形成を図る地域

【対象地域】江坂駅周辺特別商業業務地区



■ **万博公園周辺の地域**：文化・スポーツ・レクリエーション拠点として広域性の高い都市拠点の形成を図る地域

【特性】吹田を代表する交流拠点にふさわしいまちなみ形成や来街者をもてなす景観形成を図る地域

【対象地域】千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区

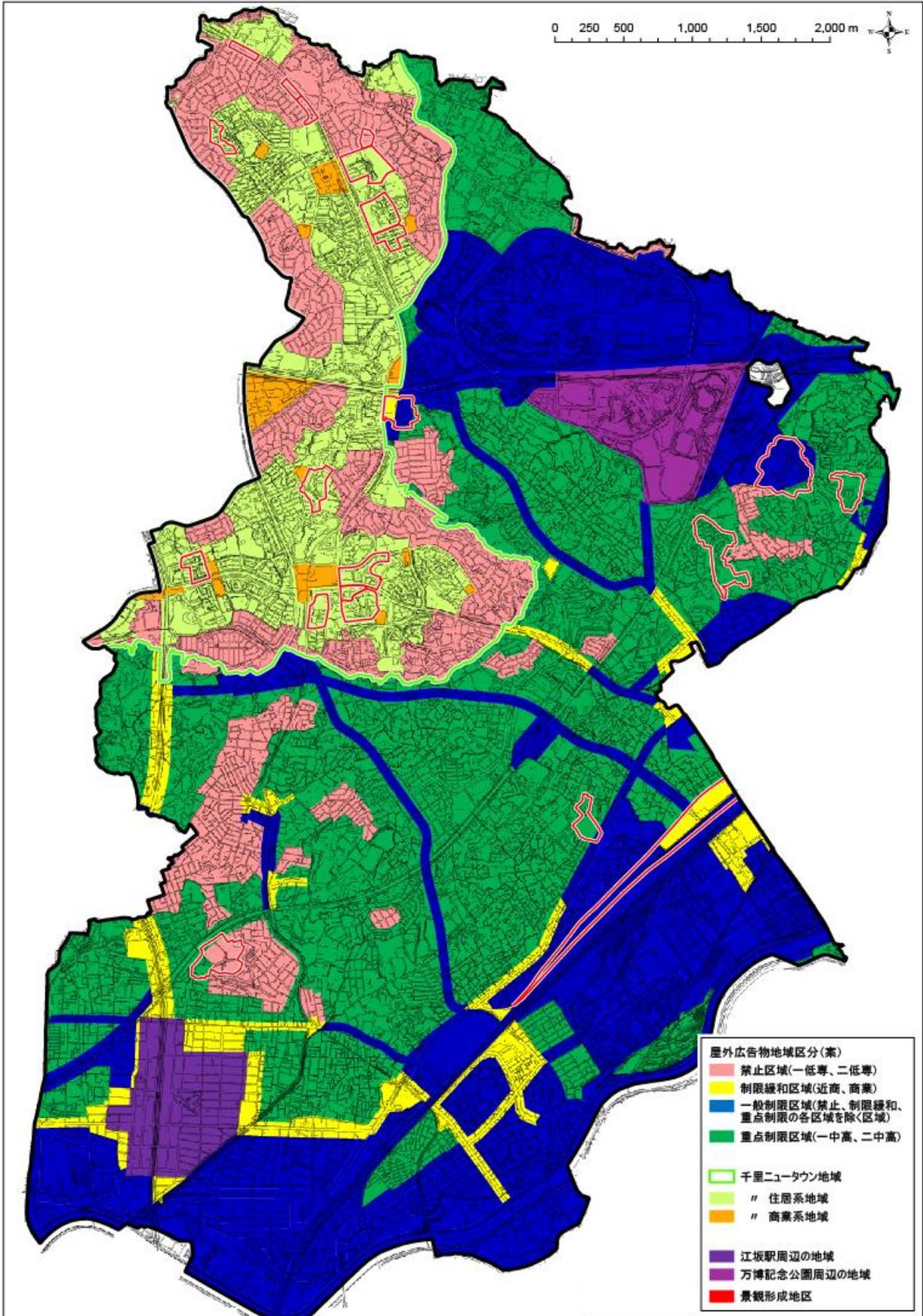


景観形成地区における地域区分の設定

□ **景観形成地区**：「景観形成基準」に基づき景観形成を重点的に図る地区

山田駅周辺地区、新芦屋上地区、長野東地区、戸建・低層住宅地区（青山台4丁目(1)）、公共・公益施設地区（藤白台4丁目(1)）、中高層住宅地区（佐竹台1丁目(1)）、中高層住宅地区（佐竹台2丁目(1)）、中高層住宅地区（竹見台4丁目(1)）、原町4丁目・岸部北2丁目地区、中高層住宅地区（青山台2丁目(1)）、中高層住宅地区（藤白台3丁目(1)）、中高層住宅地区（津雲台3丁目(1)）、千里丘北地区、中高層住宅地区（藤白台3丁目(2)）、中高層住宅地区（佐竹台2丁目(2)）、北大阪健康医療都市地区、中高層住宅地区（高野台1丁目(1)）、中高層住宅地区（藤白台1丁目(1)）、戸建・低層住宅地区（青山台3丁目(1)）、戸建・低層住宅地区（青山台4丁目(2)）、円山町地区

# 屋外広告物地域区分



## (2) 地域区分に対応した規格基準の設定

### ① 制限緩和区域 にぎわいのある景観づくりを進める地域

#### 【景観誘導の考え方】

現行の規格基準を基本としつつ、壁面広告物・突出広告物の面積基準や突出広告物の基準を設けます。

#### 【基準設定の考え方】

- 屋上広告物は、現行の規格と同じとします。
- 壁面広告物は、面積基準を強化します。
- 突出広告物は、高さとお幅の制限を設けます。安全確保のため、地上から最下端までの距離は4.5m（歩道上は2.5m）以上とします。
- 地上設置型広告物は、地上から最上端までの距離・面積の基準を設けます。

広告物の種別		現行規格基準	→	新規格基準
屋上広告物	高さ	建造物の高さの2/3以内		建造物の高さの2/3以内
	幅	建造物の幅の範囲内		建造物の幅の範囲内
	表示面積	制限なし		制限なし
壁面広告物	高さ	建造物の高さの範囲内		建造物の高さの範囲内
	幅	建造物の幅の範囲内		建造物の幅の範囲内
	表示面積	制限なし		取付壁面の1/5以内
突出広告物	高さ	建造物の高さの範囲内		上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。
	出幅	制限なし		取付壁面から1.5m以内
	地上から最下端までの距離	制限なし		道路上へ1.0m以内
	掲出個数	制限なし		4.5m以上 (歩道上は2.5m以上)
	地上から最上端までの距離	制限なし		制限なし
地上設置型広告物他	地上から最上端までの距離	自家用	非自家用	15m以内
		制限なし	5m以内 (広告塔は15m以内)	
	表示面積	自家用	非自家用	40㎡以内
		制限なし	50㎡以内	

※制限緩和区域：商業地域、近隣商業地域

<凡例>

青文字：現行基準を強化

## ② 一般制限区域 産業と住宅とが共存していく景観の形成を図る地域

### 【景観誘導の考え方】

沿道サービス施設と住宅が混在している特性を踏まえ、屋上広告物・壁面広告物の現行の規格基準より強化します。また、突出広告物・地上設置型広告物の基準を設けます。

### 【基準設定の考え方】

- 屋上広告物は、高さ基準を強化します。
- 壁面広告は、高さ・面積基準を強化します。
- 突出広告は、高さとお幅の制限を設けます。歩行者の安全確保のため、道路への突出しがないこととします。
- 地上設置型広告物は、地上から最上端までの距離・面積の基準を設けます。

広告物の種別		現行規格基準	新規格基準	
屋上広告物	高さ	建造物の高さの2/3以内	建造物の高さの1/3以内	
	幅	建造物の幅の範囲内	建造物の幅の範囲内	
	表示面積	制限なし	制限なし	
壁面広告物	高さ	建造物の高さの範囲内	建造物の高さの1/2以内	
	幅	建造物の幅の範囲内	建造物の幅の範囲内	
	表示面積	制限なし	取付壁面の1/5以内かつ1建造物につき50㎡以内	
突出広告物	高さ	建造物の高さの範囲内	上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。	
	出幅	制限なし	取付壁面から1.0m以内	
	地上から最下端までの距離	制限なし	道路上へ突出しがないこと。	
	掲出個数	制限なし	—	
	表示面積	制限なし	制限なし	
地上設置型広告物他	地上から最上端までの距離	自家用	非自家用	15m以内
		制限なし	掲出不可	
	表示面積	自家用	制限なし	30㎡以内

※一般制限区域：重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域

<凡例>

青文字：現行基準を強化

### ③ 重点制限区域 良好な環境で市民の生活が営まれる地域

#### 【景観誘導の考え方】

良好な環境で市民の生活が営まれるよう、広告物の乱立を防止するため、面積基準等を定めます。

#### 【基準設定の考え方】

- 屋上広告物は、住宅地が大半を占める中、小規模店舗などが立地する特性を踏まえ、面積基準を新たに設定します。
- 壁面広告は、面積基準を設けます。
- 突出広告は、高さとお幅、個数の制限を設けます。歩行者の安全確保のため、道路への突出しがないこととします。
- 地上設置型広告物は、地上から最上端までの距離・面積の基準を設けます。

広告物の種別		現行規格基準	→ 新規格基準	
屋上広告物	高さ	建造物の高さの 1/3 以内	建造物の高さの 1/3 以内	
	幅	建造物の幅の範囲内	建造物の幅の範囲内	
	表示面積	制限なし	取付壁面の面積の 1/10 以内	
壁面広告物	高さ	建造物の高さの 1/2 以内	建造物の高さの 1/2 以内	
	幅	建造物の幅の範囲内	建造物の幅の範囲内	
	表示面積	制限なし	取付壁面の 1/5 以内かつ 1 建造物につき 30 m <sup>2</sup> 以内	
突出広告物	高さ	建造物の高さの 1/2 以内	上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。	
	出幅	制限なし	取付壁面から 1.0m 以内	
	地上から最下端までの距離	制限なし	道路上へ突出しがないこと。	
	掲出個数	制限なし	—	
			1 建造物につき 2 個以内	
地上設置型広告物他	地上から最上端までの距離	自家用	非自家用	10m 以内
		制限なし	掲出不可	
	表示面積	自家用	制限なし	20 m <sup>2</sup> 以内

※重点制限区域：第一種・第二種中高層住居専用地域

<凡例>

青文字：現行基準を強化

#### ④ 千里ニュータウン地域 自然豊かな景観や閑静な住宅街が広がる地域

##### 【景観誘導の考え方】

閑静な住宅街や自然豊かな景観を阻害しないよう、広告物の掲出面積が過大とならない基準を設定します。ただし、住宅地が大半を占める中、近隣センターや幹線道路沿道サービス施設が立地する特性を踏まえ、用途地域により2地区を設定します。

##### 【基準設定の考え方】

- 第1種特定地区は重点制限区域、第2種特定地区は制限緩和区域の規格基準と同程度とします。
- 自然景観を阻害しないよう、屋上広告物の高さは5m以内とし、重点制限区域より厳しくします。

#### 新規格基準

広告物の種別		千里 NT 第1種特定地区	千里 NT 第2種特定地区
屋上広告物	高さ	建造物の高さの1/3以内かつ5m以内	建造物の高さの1/3以内かつ5m以内
	幅	建造物の幅の範囲内	建造物の幅の範囲内
	表示面積	取付壁面の面積の1/10以内	取付壁面の面積の1/10以内
壁面広告物	高さ	建造物の高さの1/2以内	建造物の高さの範囲以内
	幅	建造物の幅の1/2内	建造物の幅の範囲内
	表示面積	取付壁面の1/5以内かつ1建造物につき30㎡以内	取付壁面の1/5以内
突出広告物	高さ	上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。	上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。
	出幅	取付壁面から1.0m以内 道路上へ突出しがないこと。	取付壁面から1.0m以内 道路上へ突出しがないこと。
	地上から最下端までの距離	—	—
	掲出個数	1建造物につき2個以内	制限なし
	地上設置型広告物	地上から最上端までの距離	10m以内
	表示面積	20㎡以内	40㎡以内

※千里ニュータウン第1種特定地区（住居系区域）：第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域

※千里ニュータウン第2種特定地区（商業系区域）：準工業地域、商業地域、近隣商業地域

<凡例>

青文字：重点制限区域基準を強化

青文字：制限緩和区域基準を強化

⑤ 江坂駅・万博公園周辺の地域 交流拠点にふさわしい都市機能の集積・創出を図る地域

【景観誘導の考え方】

吹田を代表する交流拠点として、来街者をもてなす上で必要最低限の規模の広告物が掲出できるよう配慮するとともに、地域の顔にふさわしい都市景観の誘導を図ります。

【基準設定の考え方】

○景観への影響の大きい屋上広告物広告物の掲出を禁止します。

○にぎわいのあるまちなみが形成されるよう、壁面広告の表示面積を制限緩和区域より緩和します。ただし、建物規模による面積制限を設けることで、広告物の乱立を防ぎます。

新規格基準

広告物の種別		江坂・万博特定地域
屋上広告物	高さ	設置しない
	幅	
	表示面積	
壁面広告物	高さ	建造物の高さの範囲内
	幅	建造物の幅の範囲内
	表示面積	取付壁面の1/5以内
突出広告物	高さ	上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。
	出幅	取付壁面から1.5m以内 道路上へ1.0m以内
	地上から最下端までの距離	4.5m以上 (歩道上は2.5m以上)
	掲出個数	制限なし
地上設置型広告物	地上から最上端までの距離	15m以内
	表示面積	40㎡以内

※江坂駅周辺の地域：江坂駅周辺特別商業業務地区

※万博公園周辺の地域：千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区

<凡例>

青文字：制限緩和区域基準を強化

## 2 地域景観の魅力向上

### (1) 特定（緩和・強化）地区を定める規定の追加

今後のまちづくりの進歩や市民の機運の高まりに合わせ、屋外広告物に関するルール等を緩和あるいは強化する地区を定めることができるよう、条例等にあらかじめ規定を定めます。

#### ■ 広告景観特定地区

屋外広告物が、繁華街などの地域やまちなみの魅力・活力を維持・向上させる役割を果たしている地区、又は歴史的・伝統的なまちなみや観光地等特に良好な景観の形成若しくは風致の維持を推進していく必要性の高い地区などにおいて、市が「広告景観特定地区」として指定し、屋外広告物規格基準（広告物等の位置、形状、色調等）の緩和や強化の内容を定めることができるようにするもの。

##### (1) 地区の指定にあたって市が定める事項

地区の名称／区域／広告物の表示等に関する基本方針／地区における広告物等の規格基準

##### (2) 地区の指定にあたっては次の事項を公告し、2週間の縦覧に供する。指定を変更、解除する場合もこれに準ずる。

区域／名称／基本方針／規格基準／指定案の縦覧場所

#### ■ 広告物協定地区

良好な景観の形成や風致の維持を図るにあたって、一団の土地の所有者等が一定の区域を定め、その区域における広告物に関する協定を締結して、市の認可を受けるもので、地域住民の自主的なルールによりコントロールする制度である。

##### (1) 協定に定める事項

地区の名称／協定の目的／土地の区域／広告物等の規格基準／協定の有効期間／協定の有効期間／締結した者の氏名・住所／違反した場合の措置など

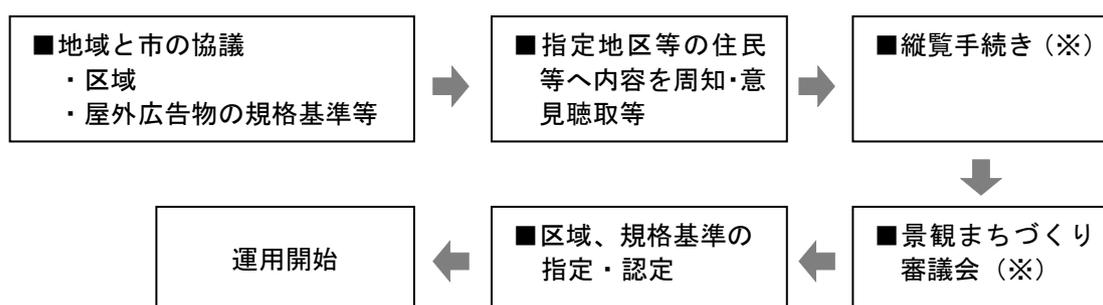
##### (2) 協定書は地区の代表者によって市に提出する。

##### (3) 市長は、協定書の内容を確認し「広告物協定」として認定する。

##### (4) 協定の変更、廃止については、上記（1）～（3）を準用する。

##### (5) 市長は、必要な技術的支援並びに指導、助言することができる。

#### 手続きフロー



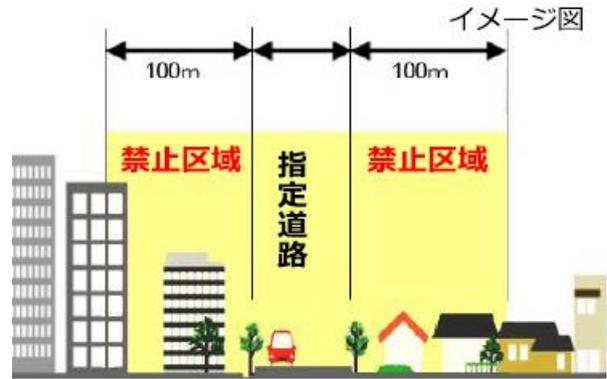
(※協定の場合は除く)

### 3 府条例の継承

#### (1) 主要道路軸における規制

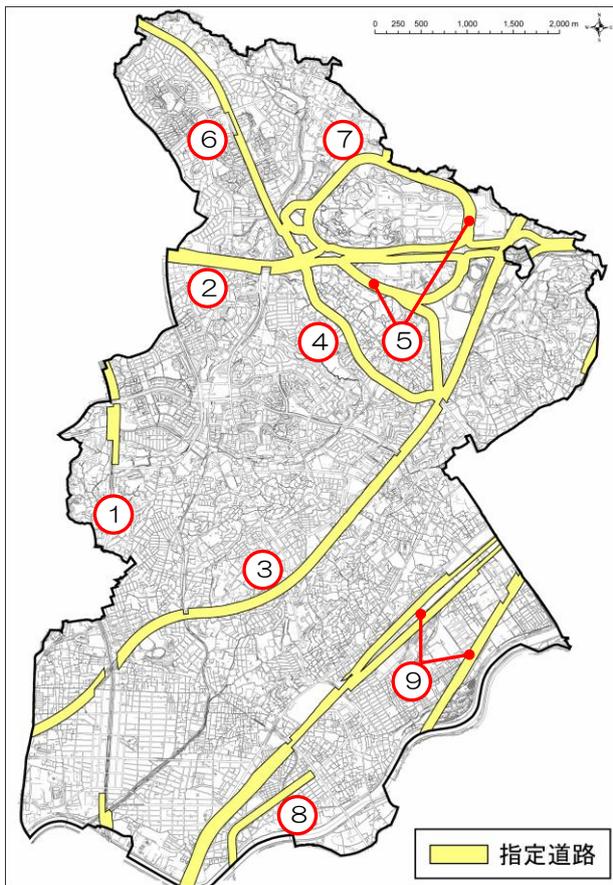
府条例において、非自家用広告物の掲出を禁止する区域（路線型表示制限区域）に設定されている道路を継承しつつ、わかりやすい区域設定にします。

- 原則、禁止区域の範囲を道路端より両側100m幅に統一
- 府道箕面摂津線及び都市計画道路十三高槻線の一部区間を追加指定



沿道禁止区域（指定道路の道路端より両側100mの範囲）

#### 指定道路沿道の禁止区域（沿道禁止区域）



#### 指定道路（本市の区域内に限る）

- |  |  |
|--|--|
| <p>① 一般国道 423 号<br/>都市計画道路御堂筋線の部分に限る。</p>      | <p>② 府道大阪中央環状線<br/>都市計画道路大阪中央環状線の部分に限る。</p>            |
| <p>③ 名神高速道路</p>                                | <p>④ 府道大阪中央環状線<br/>都市計画道路箕面山田線及び都市計画道路山田摂津線の部分に限る。</p> |
| <p>⑤ 府道茨木摂津線<br/>茨木市界から終点までに限る。</p>            | <p>⑥ 府道箕面摂津線<br/>都市計画道路大阪中央環状線との交点から箕面市界までに限る。</p>     |
| <p>⑦ 府道南千里茨木停車場線<br/>府道箕面摂津線との交点から終点までに限る。</p> | <p>⑧ 都市計画道路十三高槻線<br/>大阪市界から一般国道 479 号との交点までに限る。</p>    |
| <p>⑨ 鉄道路線<br/>● 阪急電鉄京都線<br/>● 東海道本線</p>        |  |

## 4 広告物の質の向上

### (1) 吹田市屋外広告物ガイドラインを策定

屋外広告物の大きさ・高さ・設置場所等については、条例でルールを定めています。一方、屋外広告物のデザイン・色彩・素材等の要素は、周囲の建物や景観との関係によって評価（見方）が大きく変わってきます。これらの要素は、条例で一律に規制することは難しく、結局のところ、広告主や屋外広告業者の方々の「モラル、センス、見識、技術」といった部分にある程度依存せざるを得ません。

そこで、このたび、吹田市に設置される屋外広告物が、法・条例を遵守したものであることはもとより、デザイン・色彩・素材等についてもより良いものとなるよう、「吹田市屋外広告物ガイドライン」を策定します。

#### ■共通の配慮事項

誘導基準

#### ■種類別配慮事項

屋上広告物

壁面広告物

⋮

#### ■地域別配慮事項

景観まちづくりの方針や地元のルールなど

例

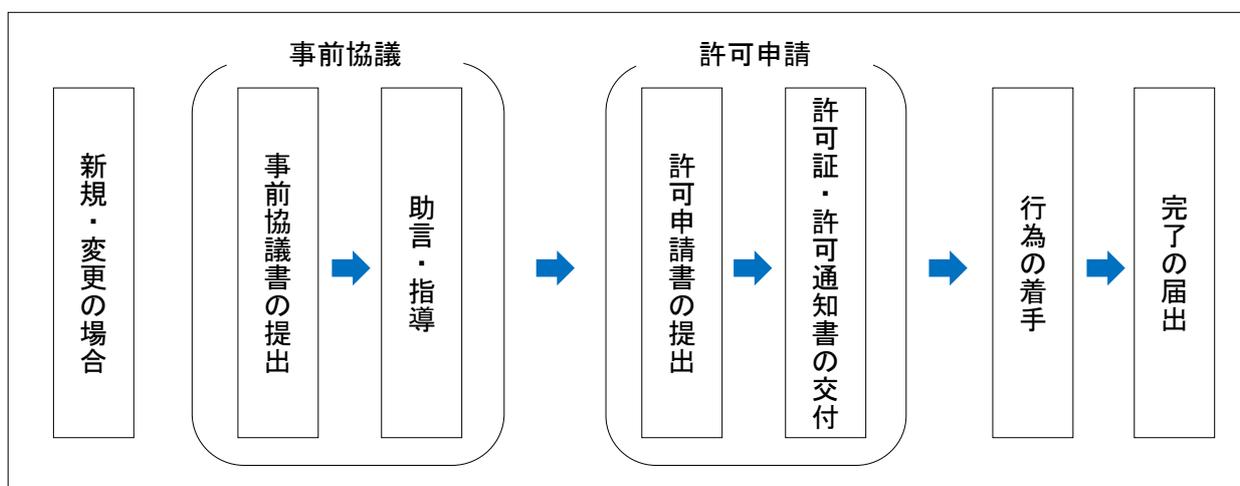
- (1) JR吹田地区
- (2) 内本町・南高浜地区（歴史的地区）
- (3) 南吹田地区
- (4) 関大前周辺地区（文化学術地区）
- (5) 国道423号（新御堂筋線）
- (5) 三色彩道
- (6) こもれび通り
- (7) 千里ぎんなん通り
- (8) 北千里駅前交差点
- (9) 佐竹台2丁目交差点

## (2) 事前協議制度の導入

許可申請が必要な屋外広告物は、許可申請の前に景観についての協議が必要となります。これらの事前協議においては、対象となる屋外広告物だけでなく、当該敷地にある他の屋外広告物や建物などとの調和を考慮した景観の協議となります。したがって、「建築物と一体的なデザイン」、「周辺景観に調和するデザイン」、「必要最小限の掲出」、「良質なデザイン」、「維持管理」といった観点から助言・指導をおこないます。

行為の種別	広告物の表示又はその内容の変更
対象規模	許可申請が必要な広告物すべて
誘導基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物との一体的なデザインを施す。</li> <li>(2) 周辺景観の特徴を読みとり、周辺景観に調和するデザインを施す。</li> <li>(3) 大きさや表示内容は、必要最小限のものとする。</li> <li>(4) 文字・図柄などに注意し、良質のデザインを施す。</li> <li>(5) 維持管理に留意する。</li> </ul>

許可申請フロー図



## 5 新たな広告形態への対応

### (1) 発光可変表示式広告物

#### 【現状】

広告物の表示面が発光して可変する広告物は、とくに沿道に設置される場合、眩しさから信号機や道路標識類の視認性が損なわれたり、運転者の注意散漫を招くなど、交通安全上の支障となることが懸念されます。

#### 【課題】

現行の条例には対応する基準がありません。

#### 【検討案】

上記のような懸念に対応すべく、設置する地域に制限を設けます。

発光可変表示式広告物： 発光可変表示式広告物は、動画表現や切替等の映像表現を伴う媒体（ビジョン等）をいい、ネオン看板や内／外照式広告物のように照明付きであっても表示が切り替わらないものは、発光可変表示式広告物とはみなさない。

### 新規格基準

#### 発光可変表示式広告物

##### ■地域特性への配慮：

「一般制限区域」や「制限緩和区域」、「江坂駅・万博公園周辺の地域」では、にぎわい創出を損なわないよう設置可とし、「重点制限区域」及び「千里ニュータウン地域」では、良好な自然環境や住環境の保全に務めるべく設置禁止とする。

江坂・万博周辺地域	制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域	千里NT地域 第一種特定地区
 設置可			 設置不可	

## (2) 電車又は自動車の外面を利用するもの

### 【現状】

印刷技術や広告技術の著しい発展により、美しく効果的な車体利用広告が可能となり、車体利用広告の対象は、電車や路線バスに限らず、一般車両にまで拡大しています。道路等の公共空間の秩序を維持するために一定の基準が必要と考えます。

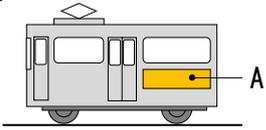
### 【課題】

現行の条例には対応する基準がありません。

### 【検討案】

上記のような懸念に対応すべく、表示方法に制限を設けます。

## 新規格基準

電車又は自動車の外面を利用するもの	
車両を 利用する広告物	許可の基準
	重点制限区域      一般制限区域      制限緩和区域
電車 	① 1車両当たりの表示面積：8㎡未満 ・車体各面の表示面積 $A \leq 4.0 \text{ m}^2$ ・窓又はドア等のガラス部分に表示しないこと ② 1車両当たりの表示面積：8.0㎡以上 ・市長が別に定める基準に適合するものであること
路線バス 	① 1車両当たりの表示面積：4.0㎡未満 ・(側面) 1面につき $A \leq 1.5 \text{ m}^2$ 、(後面) $A \leq 1.0 \text{ m}^2$ ・1面につき2個までとすること ・前面に表示しないこと ・窓又はドア等のガラス部分に表示しないこと ・消防車・救急車と紛らわしくないものとすること ② 1車両当たりの表示面積：4.0㎡以上 ・市長が別に定める基準に適合するものであること
広告宣伝車	消防車・救急車と紛らわしくない

## 6 役割等の明確化

### (1) 市等の責務

屋外広告物が条例に適合して表示、設置され、かつ適正に管理が行われるよう、市、広告主、屋外広告業者、市民等それぞれの責務を明らかにします。

#### ■市の責務

- ① 市民に広告物に関する啓発を行う。
- ② 広告主、管理者、屋外広告物業者に対して指導を行う。
- ③ 関係する行政機関や団体との協力体制を充実させる。
- ④ その他広告物に関する施策を総合的に推進する。

#### ■広告主の責務

- ① 条例を遵守（条例に適合した広告物の表示、設置並びに適正な管理など）する。
- ② 表示、設置を委託した屋外広告業者等に条例に違反することがないように必要な措置を講ずる。
- ③ 広告物を表示、設置する際は、良好な景観の形成に資するものとし、周辺の景観と調和するよう努める。

#### ■屋外広告業者等の責務

- ① 広告主と連携し条例を遵守する。

#### ■施設管理者の責務

- ① 所有又は管理する土地や建物等に表示、設置されている広告物について、条例に適合させるよう努める。

#### ■市民の責務

- ① 広告物に関する施策に協力するよう努める。

※広告主、屋外広告業者、施設管理者等は、市が実施する広告物に関する施策に協力するよう努める。

### (2) 屋外広告物の管理者の要件

屋外広告物が良好な状態に保持しておくために、補修その他の必要な管理を行う必要があるが、広告物の適正な管理のためには、構造、材料、電気などの専門的な知識が要求されることから、管理者には広告物の規模等に応じて資格を有していることを求めるものとします。

対象となる物件	管理者の資格
高さ4メートルを超える広告塔、広告板（建築基準法の確認申請物件）その他これらに類する者。	いずれかの資格を有する者 (1)屋外広告士 (2)吹田市屋外広告業に登録している事業所に勤務しており次のいずれかに該当する者。 ①吹田市その他が行う講習会受講者 ②職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者又は職業訓練修

	<p>了者であって広告美術仕上げに係るもの。</p> <p>(3) その他市長が認めた資格を有している者 (例：建築士、電気工事士、電気主任技術者など)</p>
--	--

### (3) 広告主等の氏名等の公表

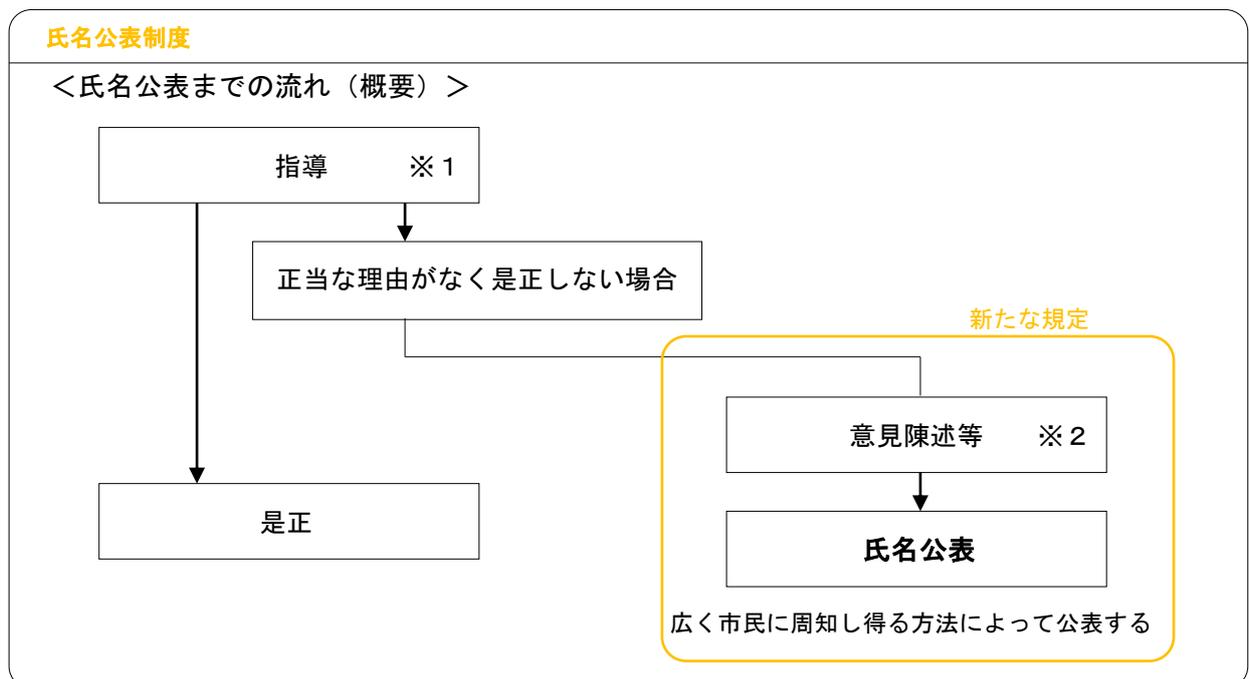
#### 【現状と課題】

府条例では罰則規定を設けていますが、許可申請を行わずに広告物を設置したり基準に適合しない広告物を設置するなどの悪質な条例違反がみられたとしても、撤去等の必要な措置を命じるまでの事実関係確認等の難しさ、広告主・設置者（業者）・管理者等の関係者や対象者の多さとそれぞれの責任所在の不明確さなどから、罰則を適用することが非常に困難です。

#### 【新たな規定の方向性】

前ページに示すように、関係者それぞれの責任を明確化するとともに、悪質な条例違反があった場合には広告主の氏名等（発注する者の責任として）を公表するものとします。実施に当たっては公正に判断するとともに、当該広告主には意見陳述の機会を与えるものとします。

### 新たな規定



※1)

必要な許可申請手続きを行わない場合や、条例の規定若しくは許可に付した条件への違反の事実が明らかとなった場合は、当該広告主に対して、当該広告物の表示・設置の停止、または除却等の、必要な措置を講ずるよう指導する。

※2)

氏名公表を行うときは、あらかじめ勧告を受けた広告主に理由を通知し、意見陳述等の機会を付与する。

## 7 適用除外規定の変更

### (1) 自家用広告物の表示面積

府条例では自家用広告物で7㎡以内であれば、各種の規制の適用が除外されます。適用除外とする表示面積を5㎡以内に変更します。

#### ■禁止地域、許可地域、禁止物件、表示方法等の制限区域、表示制限物件で許可不要の広告物

自家用広告物で基準に適合するもの

項目	基準	
	現行規格	新規格
面積・大きさ	7㎡以内	5㎡以内

## 8 屋外広告物条例の経過措置

### (1) 経過措置期間の設定

市条例の新たな規制により改修等が必要となる既存の広告物に対しては、新たな基準へ適合させるための猶予期間（経過措置期間）を設けます。

#### (1) 対象となる広告物

市条例施行の際に、大阪府屋外広告物条例の規定により適法に表示されている広告物

#### (2) 経過措置期間

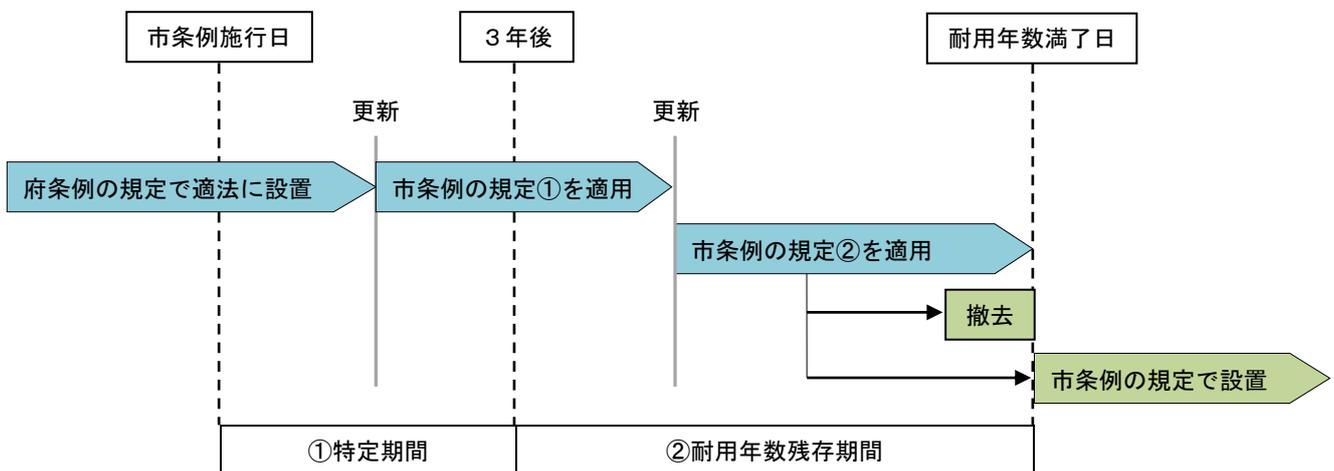
##### ①市条例施行日から3年間（特定期間）

- ・市条例施行日から3年間は、府条例の規定を適用します。

##### ②特定期間の翌日から耐用年数が満了する日までの期間

- ・特定期間を超えて、耐用年数が残っている場合は、耐用年数満了日までとします。  
（改修、移転又は除却が容易でないと市長が認めるものであること等の条件あり。）

### 経過措置適用のイメージ

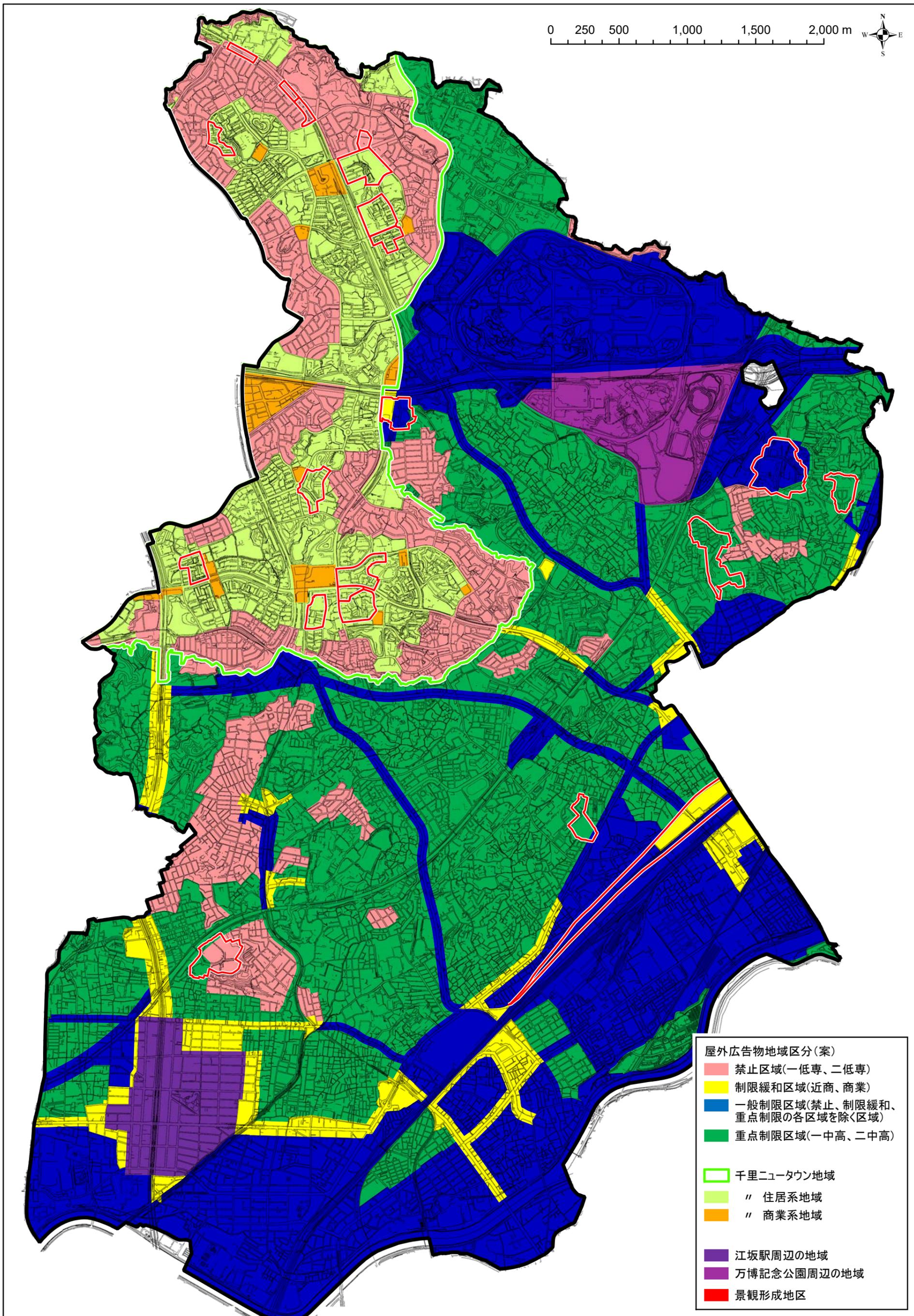


#### 【広告物の耐用年数】

構築物 (地上設置型広告物等)	金属造のもの	20年
	その他のもの	10年
建物附属設備 (壁面広告物等)	主として金属製のもの	18年
	その他のもの	10年

※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の「別表第一 機械及び装置以外の有形原価償却資産の耐用年数表」に基づく。

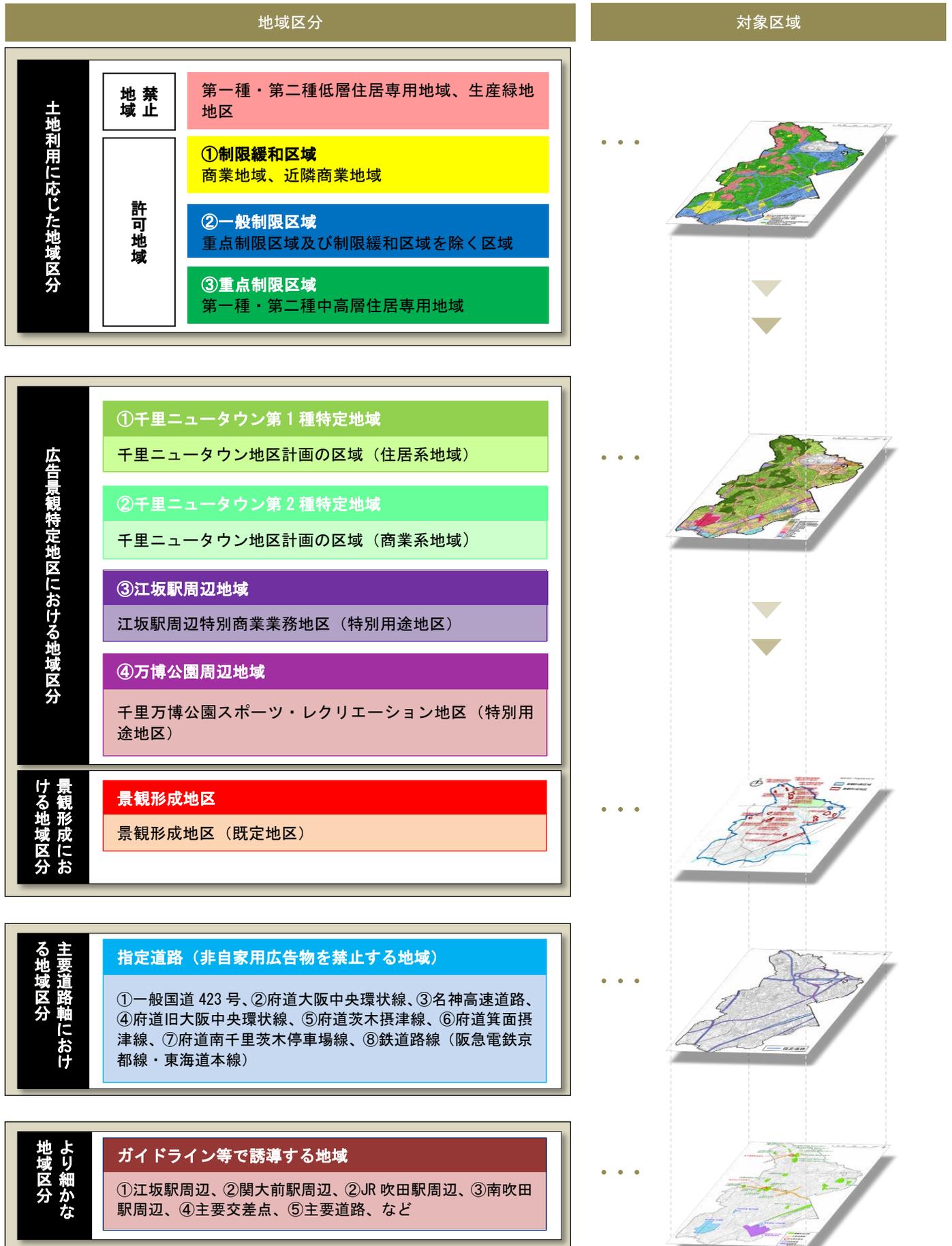
0 250 500 1,000 1,500 2,000 m



# 吹田市屋外広告物条例の方向性

規制により現状を是正するのではなく、現状を維持しながら、地域特性に応じた、より良い方向へ誘導していくことを第一の目的としています。

## 1 地域特性に応じた地域区分の設定



## ■地域別新規格基準

広告物 種別	制限緩和 区域	一般制限 区域	重点制限 区域	千里ニュータウン地域		江坂駅周辺 地域	万博公園周辺 地域	府条例基準
				第1種 特定地域	第2種 特定地域			
屋上 広告物	・ 建造物の高さの2/3以内 ・ 建造物の幅の範囲内	・ 建造物の高さの1/3以内 ・ 建造物の幅の範囲内	・ 建造物の高さの1/3以内 ・ 建造物の幅の範囲内 ・ 取付壁面の1/10以内	・ 建造物の高さの1/3以内かつ5m以内 ・ 建造物の幅の範囲内 ・ 取付壁面の1/10以内	・ 建造物の高さの1/3以内かつ5m以内 ・ 建造物の幅の範囲内 ・ 取付壁面の1/10以内	設置しない	設置しない	・ 建造物の高さの2/3以内 ・ 建造物の幅の範囲内
壁面 広告物	・ 建造物の高さ範囲内 ・ 建造物の幅の範囲内 ・ 取付壁面の1/5以内	・ 建造物の高さの1/2以内 ・ 建造物の幅の範囲内 ・ 取付壁面の1/5以内かつ1建造物につき50㎡以内	・ 建造物の高さの1/2以内 ・ 建造物の幅の範囲内 ・ 取付壁面の1/5以内かつ1建造物につき30㎡以内	・ 建造物の高さの1/2以内 ・ 建造物の幅の範囲内 ・ 取付壁面の1/5以内かつ1建造物につき30㎡以内	・ 建造物の高さ範囲内 ・ 建造物の幅の範囲内 ・ 取付壁面の1/5以内	・ 建造物の高さ範囲内 ・ 建造物の幅の範囲内 ・ 取付壁面の1/5以内	・ 建造物の高さ範囲内 ・ 建造物の幅の範囲内 ・ 取付壁面の1/5以内	・ 建造物の高さ範囲内 ・ 建造物の幅の範囲内
突出 広告物	・ 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。 ・ 取付壁面から1.5m以内 ・ 道路上へ1.0m以内 ・ 地上から最下端まで距離4.5m以上（歩道上は2.5m以上）	・ 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。 ・ 取付壁面から1.0m以内 ・ 道路上へ突出しがないこと。	・ 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。 ・ 取付壁面から1.0m以内 ・ 道路上へ突出しがないこと。 ・ 1建造物につき2個以内	・ 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。 ・ 取付壁面から1.0m以内 ・ 道路上へ突出しがないこと。 ・ 1建造物につき2個以内	・ 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。 ・ 取付壁面から1.0m以内 ・ 道路上へ突出しがないこと。	・ 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。 ・ 取付壁面から1.5m以内 ・ 道路上へ1.0m以内 ・ 地上から最下端まで距離4.5m以上（歩道上は2.5m以上）	・ 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。 ・ 取付壁面から1.5m以内 ・ 道路上へ1.0m以内 ・ 地上から最下端まで距離4.5m以上（歩道上は2.5m以上）	・ 建造物の高さ範囲内
地上 設置型 広告物	・ 地上から最上端までの距離15m以内 ・ 表示面積40㎡以内	・ 地上から最上端までの距離15m以内 ・ 表示面積30㎡以内	・ 地上から最上端までの距離10m以内 ・ 表示面積20㎡以内	・ 地上から最上端までの距離10m以内 ・ 表示面積20㎡以内	・ 地上から最上端までの距離15m以内 ・ 表示面積40㎡以内	・ 地上から最上端までの距離15m以内 ・ 表示面積40㎡以内	・ 地上から最上端までの距離15m以内 ・ 表示面積40㎡以内	自家用広告物 ・ 制限なし 非自家用広告物 ・ 地上から最上端までの距離5m以内（広告塔は15以内） ・ 表示面積50㎡以内